

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年10月9日（金）午後3時00分～午後3時25分
2. 開催場所 大和高田市役所 東会議室
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷯山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議第3号 その他

1) 生産緑地に係る主たる従事者証明について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、吉井委員と6番、梅田委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願ひ致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でございます。

番号1番、申請地、大字池田□□□番1（田）現況（畑）□□□㎡、譲受人、大字池田、□□□、譲渡人、奈良市、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,020㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第1番目、陵西小学校□側の池田バス停前のところでございます。

番号2番、申請地、大字池田□□□番2（田）現況（畑）□□□㎡、譲受人、大字池田、□□□、譲渡人、大字池田、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、2,020㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第2番目、陵西小学校□側の池田バス停前のところでございます。

以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、周辺の農家とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集

積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、設定を受ける者、大字池田、□□□、設定する者、大字吉井、□□□、設定する農地、大字吉井□□□番(畑) □□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。  
(なしの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。  
それでは、議第2号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議第2号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書2ページをお願い致します。

議第3号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、中三倉堂1丁目□□□番1(田) □□□□㎡、申出者 □□□□、買取り申出事由の生じた者、□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年9月28日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

議 長 　ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の1番について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第3号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字池田　□□番3(畑)　□□□㎡  
大字池田　□□□番(田)　□□□□㎡  
大字野口　□□番(田)　□□□□㎡  
大字野口　□□番(田)　□□□□㎡  
大字野口　□□番1(田)　□□□㎡  
大字野口　□□番3(田)　□□□㎡  
大字野口　□□□番1(田)　□□□㎡

借受人、大字野口、□□□、貸出人、大字野口、□□□□、借受人死亡のためでございます。以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 　ご意見ご質問等ないようですので採決致します。  
それでは、議第3号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 　全員挙手ですので、議第3号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に議第3号、その他の3番、専決処分の報告について、議題と致します。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第3号、その他3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和2年8月25日から令和2年9月25日までの報告分でございます。

番号1番と番号2番の譲受人が同一ですので、併せて説明致します。

番号1番、転用届出地、大字大中□□番1(田)□□□㎡、

大字大中□□□番(畑)□□㎡、譲渡人、南本町、□□□□、

番号2番、転用届出地、

大字大中□□番2(田)□□㎡、譲渡人、内本町、□□□□、

大字大中□□番6(田)□□㎡、譲渡人、南本町、□□□□、

いずれも譲受人、北本町、□□□□□□□□、売買による所有権移転により一戸建専

用住宅への転用届出であります。令和2年9月8日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号3番、転用届出地、

大字有井□□□番5(田)□□□㎡、譲受人、尼崎市、□□□□□□□□、譲渡人、群馬県富岡市、□□□□□、売買による所有権移転により露天駐車場への転用届出であります。令和2年9月18日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係3件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます。

確認委員の小川委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 　議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

これで、10月委員会を終らせて頂きます。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓場一郎

署名委員 吉井己容子

署名委員 梅田昌宏